

2023. 1
通巻 第161号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



石鎚神社 成就社

contents

新年のご挨拶 1

THAT'S学 山岡荘八の徳川家康 6

労働安全衛生管理研修会 7

東予支部労働関係研修会を受けて 8

令和4年度第2回中予支部研修会および厚生事業に参加してみても 9

社労士川柳「社労士あるある」 10

理事会だより／委員会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 13

新入会員紹介 15



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会 長 中 井 康 策

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、ロシアのウクライナ侵攻、安倍晋三元首相の銃撃事件など、国内外で社会を揺るがす出来事がありました。また、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、物価高騰の影響により、中小企業では収益の低迷が続いており、思うように賃上げが進まず、人手不足も深刻な状態となっています。政府はこうした企業の成長力の回復に向けた対策として、成長分野への労働力の移動や企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するための数々の政策を講じています。一刻も早い景気回復を願うばかりです。

そんな中、昨年末には明るいニュースも飛び込んできました。FIFAワールドカップカタール大会では、日本代表チームがドイツとスペインに勝利して決勝トーナメントに進出し、惜しくもベスト8の夢は叶いませんでしたが、私たち国民に勇気と感動を与えてくれました。

さて、全国社会保険労務士会連合会では、現在、第9次法改正に向けた動きが活発になってきています。働き方改革の推進により、多様で柔軟な人材活用が求められている昨今において、労働社会保険諸法令及び労務管理に関する専門家である社会保険労務士の社会的ニーズは年々高まってきており、法改正によって社会的地位の更なる向上が期待される所です。

愛媛県社会保険労務士会（本会）では、昨年6月の通常総会を3年ぶりに人数制限することなく開催することができました。また、本会が開催県で延期となっていた「中国・四国地域協議会社会保険労務士フォーラム」についても、昨年10月に開催し、県内外より約130名の会員の方がご出席のもと、盛大に執り行われました。本会の理事・役員の皆様には、運営に当たり多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。本年もコロナと共存しながら各種事業を進めて参りますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、本年は、社会保険労務士法制定55周年を迎えます。半世紀以上にわたり制度を支えてくださった先人の方々に感謝の意を表するとともに、この偉大な歴史の節目を祝し、式典や各種記念事業を計画してまいりますので、多数の会員のご参加をお願い申し上げます。

終わりに、本年が本会と会員の皆様にとって実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

愛媛県知事
中村時広

明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、謹んで新春のお喜びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会の皆様方には、日頃から、人事・労務管理に関するエキスパートとして、労使間で生じたトラブルの解決、事業主への経営・労務に関する助言など、労働者福祉の増進や県内企業の健全な発展に多大な御貢献を賜りますとともに、急速に拡大している多様な働き方の導入についても、企業・事業者を適切にサポートいただいております。深く敬意と感謝の意を表します。

さて、昨年の県知事選選挙において、県民の皆様からの負託を受け、引き続き、県政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。

現在、長引くコロナ禍に加え、不安定な世界情勢や急激な為替相場の変動による原材料価格の高騰等により、経済や暮らしに多大な影響が生じるなど、大きな変動要因が新たな課題として私たちの前に立ちふさがっているほか、想定以上のスピードで進む人口減少、デジタル化の進展にも速やかに対応していく必要があります。

こうした中、県政の新しいステージでは、政策の3本柱である「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」「人口減少対策」「地域経済の活性化」に加えて、「新型コロナウイルス対策」「デジタル技術の活用」を現下の社会情勢に対応するための新基軸に位置付け、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に全力で取り組んで参ります。

とりわけ、日本全体の大きな課題である人口減少対策については、本県においても毎年1万3千人以上の人口が減少するなど、人口構造の若返りを図らなければ地域・社会経済システムの崩壊につながりかねないことから、これまで以上に踏み込んだ抜本的な対策が求められており、昨年10月に「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定し、2026年の「転出超過の解消」と「年間の出生数8,500人」という極めて高い目標を掲げたところです。

この重点戦略に基づき、企業・事業者、行政等の地域を構成する多様な主体が一丸となって、若者が愛媛で就職し、結婚・出産の希望をかなえ、仕事と育児の両立ができる環境整備に力を注いで参りますので、皆様方におかれましては、引き続き、労務管理に関する豊富な知識と経験を生かし、企業と労働者の懸け橋として、本県における働き方改革の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、愛媛県社会保険労務士会のますますの御発展、並びに会員の皆様方の今年一年の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実

会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から当連合会の事業活動に深いご理解をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、政府においては「新しい資本主義」の理念のもと「成長と分配の好循環」を目標としたさまざまな施策の実現が図られてきました。

「新しい日常」と「新しい生活様式」が掲げられ、それらに対応した働き方として、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の推進によるリモートワークをはじめとする柔軟な働き方がより一層進展した一年であったと感じております。

一方で、コロナ禍における支援について、本年は「Beyond CORONA with You」を標榜し、新たなステージとして事業展開を図ってまいります。

同時に、全国約4万5千人の会員の皆様とともに、「働き方改革」を超えた「働きがい改革」を提唱することにより、「一人ひとりが働きやすい環境づくり」を通して、新しい時代に「より前向きに働きたいと思える職場づくり」の支援も進めてまいりたく存じます。

また、「ビジネスと人権」の理念に関する意識が高まっていることを受け、昨年12月に「全国社会保険労務士会連合会 人権方針」を策定し、広く社会に発信いたしました。

各企業においても、サプライチェーンも含め、人権尊重を求める動きが広がり、企業における「ヒト」に対する考え方が「コスト」から「資本」へと大きく転換しつつあります。

こういったことから、企業の持続的な企業価値向上の取組みとして、財務の視点を超えた「人的資源」の考え方について、人材育成方針、男女別賃金、女性管理職比率等の非財務の視点による「人的資本」、いわば「人材のマネジメント＝経営労務管理」の重要性が社会的に問われることとなりました。

我々社労士は、この大きなテーマの実現に向けて、コーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へという使命を改めて強く意識し、取組みを積極的に進めてまいります。

本年は社労士制度創設55周年となる節目の年となります。

振り返りますと、社会保険労務士法が制定された当時は、まさに高度経済成長期のなかにあり、労務管理・労働社会保険諸法令に関する国家資格者の誕生は時代の要請にかなうものでありました。

時を経て、社労士制度は諸先輩方の多大なるご尽力のもと、幾度の法改正を重ねるとともに、法に定められている社会的使命を着実に実行し、国民のみなさまの期待に応えてまいりました。今後も士業として一層信頼される制度となるべく、会員のみなさまとともに気持ちを引き締めて各種事業に取り組む所存でございます。

結びに、年頭にあたり本年が皆様にとって実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、ご挨拶いたします。



新年のご挨拶

四国厚生支局長
榎本 芳人

令和5年の新年を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業へのご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、未だに収束には至らず、厚生労働省を含む関係省庁、関係機関において様々な対策をとっているところです。

このような中でも、将来を見据えて、全世代型社会保障を構築することが重要です。勤労者皆保険の実現に向けて、まずは、企業規模要件の段階的引下げ等を内容とする、令和2年6月に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大を着実に実施することとされています。具体的には、令和4年10月から100人超規模の企業まで適用が拡大され、令和6年10月には50人超規模の企業まで適用することとされています。また、同法により、令和4年4月から、現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢が、60歳から75歳の間に拡大されました。厚生労働省といたしましても、その周知・広報や、正確な事務処理の実施など、その円滑な施行に努めてまいります。

こうした中で、社会保険・労働保険に関する専門家であります社会保険労務士の皆様の役割は、ますます重要となってきております。引き続き、適正な適用・徴収業務の実施や街角の年金相談センターの年金相談事務の一層の推進等のため、ご支援・ご協力をお願いしますとともに、年金・医療保険に関する制度改正の周知等についても、従来以上に格別のご協力をお願いしたいと考えております。

今後も引き続き、年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業の推進のため、更なるご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。新年を迎えての挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

厚生労働省 愛媛労働局長

瀧原 章夫

あけましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、労働保険の年度更新、適用・徴収業務をはじめ、労働関係法令の周知及び履行確保に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年、ロシアのウクライナ侵攻により、世界中が経済活動、社会生活に大きな影響を受け続けた一年となりました。さらに、急激な円安により、食料品をはじめとする生活必需品や光熱費の値上がり、企業においては、燃料費・原材料費高騰を十分に価格転嫁できないなど、コロナ禍に加えて厳しい経営環境となりました。

政府は、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるような枠組みを創設し取組を進めてきたところですが、さらに昨年10月に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定し、この中で、厚生労働省として、賃金引上げを促進する観点から同一労働同一賃金の履行確保への取組強化を図ることとしたほか、中小企業等の最低賃金引上げに資する業務改善助成金をさらに拡充いたしましたので、これらの推進にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、4年目を迎えても拡大が続いています。「コロナ疲れ」という言葉を耳にすることが多くなりましたが、引き続き、感染防止対策の徹底が必要です。年明けの1月からは、申請・届け出が増える時季となりますので、会員の皆様には、感染防止の観点からも電子申請又は郵送の積極的な利用をお願いいたします。

我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、持続的な経済成長、労働力の確保に向けて取組を進めてきた「働き方改革の実現」の総仕上げの時期を迎えます。中小企業における月60時間超えの割増賃金率の引上げは本年4月から、時間外労働の上限規制適用猶予業務等に対する適用開始は来年4月からとなります。労働局では、労働基準監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」及び「愛媛働き方改革推進支援センター」を通じて、丁寧な相談対応、助成制度の紹介などの支援を行ってまいります。会員の皆様におかれましても、顧問先事業場等に対する法令等の周知にご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

THAT'S学 山岡莊八の徳川家康

中予支部 久米謙一

山岡莊八の長編小説、徳川家康の記述を中心に家康の時代の雑学的知識をピンポイントで紹介します。

まずは、二百年以上松山を治めた定勝系久松松平家の話。初代松平定勝は家康の弟であるが、異父弟であり、母親は家康と同じ於大の方であるが、父親は久松俊勝である。家康とは、歳が離れており弟というより子供という感じだった。本来の姓は久松だが、家康は自分の姓、松平姓を名乗らせた。家康は他にも自分の姻族というか味方につけたい一族に松平姓を名乗らせている。

初代松平定勝の妻の話。家康は長女亀姫の嫁ぎ先である奥平氏にも松平を名乗らせている。このころ小国は生き延びるため大国に人質を差し出したりしていた。家康自身も人質に出されいつ命を取られるかわからないような肩身の狭い思いをして生きてきた。奥平松平家も甲州武田家に人質を出していた。家康が武田を攻めるときに奥平氏を寝返らせた。そのとき人質となっていた姫は処刑された。家康はそれを不憫に思い、その処刑された姫の妹を松平定勝に嫁がせた。歴代松山城の城主はその子孫である。なお、初代松平定勝は東雲神社にまつられている。

伊達家分断の話。伊達政宗。娘である五郎八姫を家康の6男松平忠輝へ嫁がせている。また、家臣の支倉常長を遣欧使節としてローマへ派遣しており、バテレン大名といえる。鉄砲伝来以来、カトリック宣教師が日本へやってきて科学、医学、武器や船の作り方等伝えた。徳川家康はカトリックではなくプロテスタント宣教師を登用した。三浦按針ことウィリアム・アダムスとか八重洲で有名なヤン・ヨーステンとかを登用。家康は莫大なお金をつぎ込み三浦按針に命じて洋式船を建造させている。カトリック宣教師側としては登用されないのが不満を募っていた。伊達政宗はバテレン大名やカトリック宣教師を統合させて倒幕にでてくる可能性があった。まずは自分の婿である松平忠輝を跡目争いに使う。幕府として伊達の勢力を弱めようと、伊達家を分家というやり方で分断させた。山岡莊八説では以上が宇和島伊達家ができた理由である。

細川ガラシャ夫人の話。細川ガラシャ夫人は細川忠興の妻であり、関ヶ原の直前、人質になるのを拒否し亡くなった。山岡莊八の記述では、宣教師の残した文書の中で細川ガラシャ夫人は美人で聡明でしかも社交性があったと絶賛している。

以下、山岡莊八の記述ではないが、日本神道もキリスト教の影響があるのではとの説がある。細川ガラシャ夫人をキリスト教へ入信させた女性がいるが、この人は当時の日本神道の最高権威者のたしか孫。日本神道で水を使い体を清めるのはキリスト教の作法を取り入れたからではとの説もある。茶道を創設した千利休もキリシタンだったとの説もある。千利休は当時日本のベニスともいえる堺商人の長でありキリシタンでないと新しい武器とかを扱うのが難しかった。茶道の茶室は教会であり、茶を点てる時『の』の字を書くのは十字を切っているのではとの説もある。

細川ガラシャ夫人の話にまたもどる。夫人は明智光秀の娘である。信長の妻濃姫（帰蝶）。明智光秀とはいとこだったとのことで20歳くらい年上ではあるがお互い知っていたと思う。春日局。家光のただの乳母というより、権力は老中より上だったといわれる。家光の乳母の選考時、幾多の女性の中から選ばれており、聡明な人だったはずである。春日局の父斎藤利三は明智光秀の家来でもあり親戚。細川ガラシャ夫人より17歳くらい下だがお互い知っているはずである。

労働安全衛生管理研修会

中予支部 本 田 秀 明

令和4年11月9日、東京第一ホテルとオンラインにより「労働安全衛生管理研修会」が開催されました。第1部は、「職場におけるストレスチェックの活用」、第2部は、「働く女性労働者の母性健康管理措置」でした。詳しい内容は、社労士のホームページに資料が掲載されていますのでご参照ください。

第1部の中で、職場環境改善のツール^{*1}の紹介があり、是非活用したいと思いました。メンタル不調を予防する労務管理の必要性を感じています。幾度か職場環境改善に取り組みましたが、上手くいきませんでした。原因は、業務以外にプラスαで行う社員の抵抗感と会社内に推進者がいないこと。そして、私自身の提案レベルが低かったと考えています。この改善ツールをアレンジして、再チャレンジしたいと思います。

第2部では、措置内容の振返りができました。私は、2019年春に、プライベートで成し遂げたいことがあり、医療の知識と技術を身につけるため、看護学校に通いました。（・・・根性がなく正看護師は諦めましたが准看護師になりました。）母性看護の授業で、「女性にとって、妊娠・出産は『命がけ』である」ことを学びました。この話を聞けば、男性の育児休業はもっと進むものと思います。



10月に政府より「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」が公表され、「労働者の健康促進支援」がテーマに上がっていました。メンタル不調だけでなく、生活習慣病の労働者も多くいます。心身ともに「健康」で働くことができる職場環境づくりが重要になると思います。「産業保健」を切り口に中小企業で実践しやすい内容で、提案していきたいと思っています。

(備考) *1 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトこころの耳「いきいき職場づくりのための参加型職場環境改善の手引き」

東予支部労働関係研修会を受けて

東予支部 小寺 しのぶ

令和4年11月18日、今治国際ホテルにおいて東予支部労働関係研修会が行われました。

前半は、「複数事業労働者における労災保険給付について」と、「変形労働時間制の実務上での導入・運用のためのポイント」を今治労働基準監督署よりお話しいただきました。

副業が当たり前の時代になりつつあり、複数事業労働者が増えることにより労災請求も複雑化しています。今回は、6つの事例をもとに給付基礎日額の算定方法などについて具体的にご説明いただきました。

変形労働時間制については、特に1か月単位の変形労働時間制についてリーフレットを用いてご説明頂きました。割増賃金の管理や振休や代休の取扱いなど改めて勉強をする機会になったと思います。

また後半は、「育児休業給付の変更点」と「助成金」についてハローワーク今治よりお話しいただきました。

近年、育児休業法の改正が立て続けに行われており、今回もこの改正に伴う育児休業給付の制度の変更についてのお話でした。

私たちが専門家として育児休業給付制度の変更点を正しく把握し、顧問先へ制度の周知を行う事により、一人でも多くの従業員の方々がより良く育児休業を取得することが出来るよう働きかけをおこなっていくことの重要性を感じました。

また、助成金については、一般的に多く利用されている「キャリアアップ助成金」と「人材開発助成金」についてご説明いただきました。

キャリアアップ助成金については、必要性を感じ利用されている企業様も多く、私たち社会保険労務士が改正情報を的確に伝え、正しく助成金を利用していただけるように周知を行っていきたいと思います。

今回の研修で得た知識を、今後の業務に活かしていきたいと思います。

また今年は、久しぶりに懇親会も開催されました。残念ながら私は参加出来ませんでしたが、この最近入会された新入会員の紹介も行われて、東予支部の会員間でよい交流が出来たと聞いております。研修だけでなく、その後に行われる懇親会の意義も十分感じる事ができた充実した研修会となりました。

令和4年度第2回中予支部研修会 および厚生事業に参加してみた

中予支部 上川 謙吾

12月2日、中予支部研修会と忘年会があったので参加しました。

今ではオンラインで研修が受けられるようになっていて大変ありがたいのですが、オンラインだと集中力を維持するのが大変なので、最近は、なるべく研修は会場で受けることにしています。

今回は社会保険労務士法人デライトコンサルティングの近藤先生に「パワハラ予防と社労士ができる支援について」と題して、パワハラ予防研修をしていただきました。

パワハラ予防カードを使ってのワークを含めた研修で大変面白く、また役に立つ研修だと思いました。

特に、自己理解のためのエニアグラムとか、認知の癖とか、部下との関係の質とかをワークを通して見ていくと、自分がいかにパワハラ体質なのかということが分かって驚きました。

この研修は顧客先のパワハラ防止にも生かせる内容だということなので、ぜひとも実行したいものです。

そして、研修が終わって30分以内で忘年会会場に移動。歩きました。会場まで歩いて15分くらいで行けたような気はしますが、時計を見ていなかったので不明です。

それでも無事に会場に到着。

テーブルのくじ引きをして着席。

そしてお楽しみの料理は、なんとと言っても、蟹です。

蟹の刺身、蟹の茶碗蒸し、蟹の炊き込みご飯、焼きガニ等々、普段食べることのできない料理が次々と。そして忘年会と言えば、いつも面白いゲームを考えてくれる幹事のみなさま。

今年のゲームの一つに、実際にあった私傷病について図説で書くものがあったのだけど、酔っていた私の頭は完全に「労働者死傷病報告」になってしまいました。

「ベルトコンベアで右手人差し指の先を切断して血が噴水のように上がったけど、障害等級14級の障害補償給付を貰った」とドヤ顔で話していたのですが、幹事の方から、「それは私傷病ではなく、労災ですよ！」とご指摘が。

私傷病の事例ではなく労災の事例を出して皆さんの前で披露して大恥をかいてしまったという次第です。

いやはや、もう、何をやっているのやら分かりませんが、それでも楽しく、また料理は美味しく、素晴らしい時間でした。

以上



研修の始まる前の様子



忘年会、新木本支部長の挨拶

社労士川柳「社労士あるある」

新年明けましておめでとうございます。

昨年12月に、会報にて社労士川柳を募集した結果、大変多くの方からご応募頂きありがとうございます。作品を読みますと、なるほどなあと共感するものから、ハードな内容まであり、選考が難しかったです。

その中でも、最優秀賞句は、「小出しせず パツと決めてよ 育休法」という社労士でないと感じられない内容になっていると思い決定させて頂きました。

日頃から悩みや思いを共有するのもいいと思います。

今年も社労士会が発展しますように!!

(総務委員長 松浦 僚)

<p>不正受給 新聞載るたび ひやりハットする</p> <p>中予支部 I・T</p> <p>優秀賞</p>	<p>ゴルフでは ボール曲げるが 法曲げぬ</p> <p>中予支部 O・K</p> <p>優秀賞</p>	<p>脳劣化 襲いかかる 法改正</p> <p>中予支部 Y・F</p> <p>優秀賞</p>	<p>社労士は 国と会社の 通訳だ</p> <p>中予支部 M・Y</p> <p>優秀賞</p>	<p>小出しせず パツと決めてよ 育休法</p> <p>中予支部 O・K</p> <p>最優秀賞</p>
 <p>SR ローマ字だって! そりゃないよ...</p> <p>南予支部 F・H</p> <p>あるある賞</p>	<p>老齡か 嬉し恥ずかし 年金請求</p> <p>中予支部 Y・M</p> <p>あるある賞</p>	<p>法改正 毎年ありすぎ この土業</p> <p>東予支部 A・H</p> <p>優秀賞</p>		

※当選者には素敵なプレゼントをお送りいたします。

♪ 愛媛社労士会ソフトボールチーム部員募集 ♪

野球・ソフトボールの経験のある方、また興味がある方、ぜひ、ご参集ください!!!

年一度、開催される中国・四国地域協議会ソフトボール大会に愛媛県会も参加しており、令和5年度は、岡山県で開催が決定しています。(令和2～4年度は、コロナのため中止。)

愛媛チームは過去3回の優勝経験があり、野球王国愛媛の名に恥じない成績を残しています。

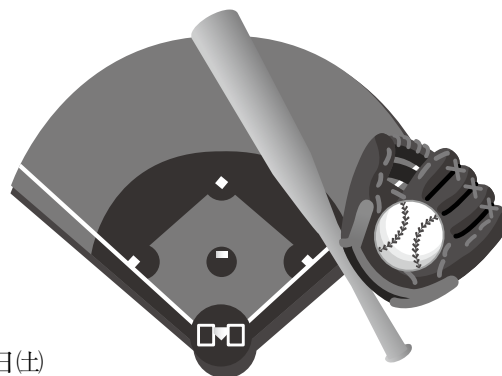
ソフトボールに関心がある会員、応援したい会員はぜひ、事務局まで、ご連絡ください。

大会当日は大型バスを借りて、選手、応援団が岡山へ臨みます!

尚、大会に向けて下記日時に練習を行います。

時間は13時から場所は確定次第お知らせします。

3月11日(土)・3月25日(土)・4月1日(土)・4月8日(土)



※中国・四国地域協議会ソフトボール大会※
令和5年4月15日(土) 11時30分開会式
試合会場 「美咲町中央運動公園」(岡山県)
表彰式懇親会 「津山鶴山ホテル」

♪ 社労士ゴルフ同好会参加者募集 ♪

昨年、年の瀬の12月29日に「社労士会親睦ゴルフコンペ」が北条カントリークラブで開催されました。今では超有名なプロゴルファー松山英樹もよく訪れたゴルフ場です。

先日来、久万高原町では記録的な積雪があり、寒いのは覚悟していましたが、皆さんのこの1年の行いがよかったのでしょうか！風もなく、小春日和のぽかぽか陽気で、これはもう言い訳できない最高のゴルフ日和に恵まれました。「社労士会親睦ゴルフ」の前身は、愛媛県社労士会ゴルフコンペの名のもと、社労士会の行事として開催されていました。第100回の開催を機に解散となり、有志の方のお声かけで、この「親睦ゴルフコンペ」として再開され、年2回開催されています。

今回の開催の目玉は、スコア“100”を切って、限りなく“100”に近いスコアを出された方に特別賞が贈呈されることになっていました。ところがなんといいものなのでしょうか、一人の方（スコア87）を除いて「100」を切る人が誰一人いなかったのです。きっとストレスの溜まったラウンドだったことでしょう。

私の順位はブービーでしたが、有難いことに会長賞をいただき、なんとおまけにこの寄稿付きでした。（笑）特別賞は次回まで持ち越しとなっていますので、ゴルフを始められた方も大歓迎です。ご参加される方は、事務局までお申し込みください。

最後になりましたが、絶好のコンディションの中、ケガもなく大会を終えることができました事は、ひとえにお世話下さった皆様のお陰です。誌面をお借りして厚くお礼申し上げます。



理事会だより**[理事会]**

※令和4年11月25日(金) 県会事務局会議室において、第266回理事会を開催した。

議 題

- 1 次期役員の選出スケジュールについて
- 2 令和5年度予算等について
- 3 周年事業（社労士法制定55周年＝令和5年度）について
- 4 各委員会・支部報告
- 5 その他

委員会だより**[総務委員会]**

※令和4年10月20日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 10月号会報の校正
- 3 令和5年1月号会報の準備
- 4 メンタリング制度実施規程
- 5 その他 県会HPの活用について

[財務委員会]

※令和4年11月30日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和4年度上半期予算執行状況について
- 2 SR長期借入金の一括返済について
- 3 その他 ①令和5年度予算等について

[研修委員会]

※令和4年11月9日(水) 労働安全衛生管理研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山・Microsoft Teams

内 容

- 1 『職場におけるストレスチェックの活用』
- 2 『母性健康管理』

※令和4年12月1日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 労働安全衛生管理研修の振り返り
- 2 第2回必須研修パネルディスカッションについて
- 3 新規入会者研修について
- 4 その他 連絡事項

支部だより**[東予支部]**

※令和4年11月18日(金) 労働関係研修会を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 今治労働基準監督署より、複数事業労働者への労災保険給付についての実務での取り扱い

- 2 変形労働時間制の実務上での導入・運用のためのポイント
- 3 今治公共職業安定所より、出生時育児休業など10月1日以降における育児休業給付の変更と支給申請手続きの留意点
- 4 令和4年度キャリアアップ助成金の改正点、注意点について

※令和4年11月21日(月) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条図書館 2階会議室

内 容

- 1 令和4年度厚生事業（新年会 令和5年1月27日）について
- 2 令和4年度第5回役員会（令和5年1月）の開催について
- 3 その他

[中予支部]

※令和4年12月2日(金) 中予支部研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山・Microsoft Teams

内 容

『パワハラ予防と社労士ができる支援について～パワハラのない理想の職場づくりのために～』

[南予支部]

※令和4年10月21日(金) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場 所 宇和島年金事務所

内 容

- 1 愛媛県社会保険労務士会南予支部からの連絡事項
- 2 日本年金機構宇和島年金事務所からの連絡事項
- 3 その他

※令和4年12月9日(金) 南予支部研修会を開催した。

場 所 八幡浜公共職業安定所

内 容

- 1 「再就職・出向支援サービス等について」
- 2 「65歳超雇用推進助成金等について」
- 3 「法定相続情報証明制度、相続登記制度、所有者不明土地の解消等について」
- 4 「人材開発支援助成金、雇用調整助成金、育児休業給付金等について」

中国・四国地域協議会の動き

※令和4年10月7日(金)

中国・四国地域協議会社会保険労務士フォーラム（愛媛県開催）

※令和4年11月4日(金)

中国・四国地域協議会（鳥取県開催）

2022年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

- ・社会保険労務士賠償責任保険
- ・事務組合担保保険(特約加入)
(労働保険事務組合業務賠償責任保険)
- ・サイバーリスク保険(特約加入)
- ・サイバーリスク保険(情報漏えい
限定補償プラン)(特約加入)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

巧妙な手口で急速に増加しているサイバーリスクへの備えはされていますか?

サイバーリスク保険
サイバーリスク保険
(情報漏えい限定補償プラン)

2022年4月1日に
改正個人情報保護法が施行
されました。
この機会に是非ご加入ください。

電子申請化の進展、テレワークの普及などデジタル化の進展にともなって急速に高まるサイバーリスクに対応。不正アクセス(そのおそれも含む)の際の対応費用などを補償。



全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

申込Webサイトよりお手続きください!

申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

保険期間

2022年12月1日午後4時から2023年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。
*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険、サイバーリスク保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)

お問合せ先

取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

http://www.sr-service.jp/

社労士専用ページ ログインID: 2015sr パスワード: 4B73hoken



引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

全国社会保険労務士会連合会

2022年9月作成 22-TC04373

新 入 会 員 紹 介



【氏 名】
たけ たけ ち ひろ ゆき
武 智 弘 幸
【支 部】
中 予
【年 齢】
35歳
【開業／勤務／その他】
法人の社員

- ① 社会保険労務士となった動機
前職で衛生管理者の資格を取得するために労働基準法を少し勉強したことがきっかけで労働法等に興味を持ち、より知識を身につけたいと思い社会保険労務士を目指しました。
- ② 自己紹介
私は、大学卒業後、運送業に就職した後、実務経験もないまま現在の社労士事務所勤務し8年目となります。今年の10月に二人目が生まれ、仕事と子育ての両立に毎日奮闘しております。
- ③ 今後の抱負
社会保険労務士として品位を保持し責任感を持って日々の業務に取り組み、地域社会に貢献していきたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
社会保険労務士の認知度を上げる広報活動を積極的に取り入れていただけたらと思います。



【氏 名】
かま くら ゆかり
鎌 倉 ゆかり
【支 部】
中 予
【開業／勤務／その他】
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機
社労士事務所に勤務し、労保・社保・給与計算実務や顧問先への訪問をさせて頂き、また、日頃の所長、副所長の顧問先への対応の深さを知っていく中で、自分も社労士の一員になりたいと思うようになりました。
- ② 自己紹介
仕事と子育て・地域活動の合間を縫って受験を重ね、今年ようやく念願が叶いました。3人の子育てもほぼ終わり、オフの癒しは猫とサウナと昭和グルメです。
- ③ 今後の抱負
人生経験を重ね、深みのある解釈ができるようになることで、労務管理において安心感を持っていただけるような存在になればと思っています。人を大切にする豊かな社会へ繋がっていくよう日々精進したいと思います。
- ④ 会への意見・要望
これから社労士としての学びを深めていきたいと思っていますので、ご指導の程よろしくお祈りします。



【氏 名】
やま もと え み
山 本 恵 美
【支 部】
中 予
【開業／勤務／その他】
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機
前職が再就職支援の仕事だったので、日々、「離職から再就職（再雇用）は労働者・会社双方にとってとても大変なことだ」と、切実に感じていました。そのため、「個々の労働者がイキイキと働き続けられる会社の制度づくり」のお手伝い如果能したら、長い目で見たら、会社にとっても、もちろん働く人自身の幸せにも繋がると思い勉強をはじめました。
- ② 自己紹介
現在勤務している社会保険労務士法人にて、出産・育休をへて、現在も子育てをしながら時短勤務をしています。子育てが落ち着いて、主人と2人で旅行やダイビングに行ける日を楽しみにしつつ、日々奮闘しています！
- ③ 今後の抱負
学びの姿勢を忘れずに、間接的にはありますが、顧問先の繁栄と、従業員の方々の幸せのお手伝いを少しでもしていけたらと思っています。
- ④ 会への意見・要望
今後、社労士としての向上に役立つ研修の企画をお願いします。いろいろ勉強させていただけたらと思います。



【氏 名】
お の えい いち
小 野 英 一
【支 部】
東 予
【年 齢】
54歳
【開業／勤務／その他】
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機
20歳前障害年金の申請をされる方が世の中には多くいるという事実を最近知り、手続きを実際にされる方の手助けができればと思い、今回登録を行いました。
- ② 自己紹介
休みの日に家族でゲームセンターに行き「太鼓の達人」で遊ぶことが最近の楽しみです。
- ③ 今後の抱負
動機に書いたことを実践するために、実務を簡素化し、お客様に理解していただき易くしていきたいと考えています。
- ④ 会への意見・要望
登録にあたり、連絡を何度かさせて頂いた際、事務局の方の対応の迅速さに学ぶところがありました。今後ともよろしくお祈りいたします。



【氏名】
福見 直樹
【支部】
中予
【年齢】
45歳
【開業/勤務/その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
22年前に新卒で入社した会社が中小企業診断士を中心とした経営コンサルティング会社で、その中に社会保険労務士資格を取得していた方もいらっしゃったことが動機です。
- ② 自己紹介
上述した会社を退職した後、価値観が変わり、社会人人生の3分の2以上を非正規労働者として過ごし現在に至ります。生きていくための最低限の収入を得ながら、興味があることにトライしていく現在の生活スタイルを気に入っています。
- ③ 今後の抱負
本試験合格から20年、紛争解決手続代理業務試験合格からは12年が経ち、知識レベルは落ちていますが、たとえ無償でも、法的に登録者にしか出来ないことを追究します。
- ④ 会への意見・要望
どうぞよろしくお願いいたします。



【氏名】
山内 佐緒理
【支部】
東予
【開業/勤務/その他】
その他

- ① 社会保険労務士となった動機
実務をするにあたり、労働基準法はじめ、労働関係法令の知識が足らずに実務に影響した経験をしたのですが、その時に社労士の先生に相談したのがきっかけで勉強を始めました。
- ② 自己紹介
労働保険事務組合で15年以上働いており、労働保険未手続事業一掃推進委員の拝命を受け6年間務めさせていただいています。
趣味はヨガで、最近ハマっているのが岩盤浴です。これからホットヨガにも挑戦したいと思っています。
- ③ 今後の抱負
事業主に寄り添い、伴走型で支援していくことを目標にしたいと思います。従業員の福祉の向上が事業の発達につながることを念頭に置き、人を大切にする事業活動のお手伝いができるような社労士になりたいと思います。また、年金制度の啓蒙活動にも積極的に貢献したいと思っています。まだ専門知識も経験も不足しているので、これからも日々精進していく所存です。
- ④ 会への意見・要望
今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」 加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466
IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時~17時)
・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

関与先企業向け
サイバーリスク保険
募集中!!
※詳細はお問合先まで

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年12月作成 22-TC08299

— 社会保険労務士倫理綱領 —

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

今後の行事予定

- 2/2(木) 第2回必須研修会(ホテルマイステイズ松山・Microsoft Teams)
- 2/20(月) SR研修会(東京第一ホテル松山・Microsoft Teams)
- 2/21(火) 総合労働相談員実務研修(松山市総合コミュニティセンター)※対象者のみ
- 2/22(水) 中予支部会(東京第一ホテル松山)
- 2/28(火) 東予支部会(西条市地域創生センター)
- 3/3(金) 南予支部総会(八幡浜センチュリーホテルイトー)
厚生事業(伊予灘ものがたり道後編)
- 3/13(月) 新規入会者及び開業準備研修会(ホテルマイステイズ松山)※対象者のみ
- 3/17(金)・18(土) 中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会(岡山)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となる場合があります。

会員の動き

〈個人会員〉

令和4年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	63	158	26	247
法人の社員	9	26	2	37
勤務	10	39	4	53
その他	7	23	1	31
勤務・その他合計	17	62	5	84
合計	89	246	33	368

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	8	17	1	26
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

編集後記

令和5年の幕が開けました。そして、Withコロナの時代になりましたね。新たな就業スタイルや生活様式になり、以前とまた違った世の中になったように思います。そんな中、私はお正月にスマホでドラマの見逃し配信を夜な夜な早聞きして、若者気取りになっています(´o´)

それでもやっぱり、人とコミュニケーションをたくさん取りたいという気持ちに駆り立てられ、会えていない大切な友人に会いたいなあ・・・と思う今日この頃です。楽しみは取っておきましょうか！
(M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
電話 (089) 907-4864
ファクシミリ (089) 923-1133
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社